

（ 令 3 . 8 . 1 0
実 6 - 1 ）

説 明 資 料

〔記帳の状況などに関する税務執行上の課題について〕

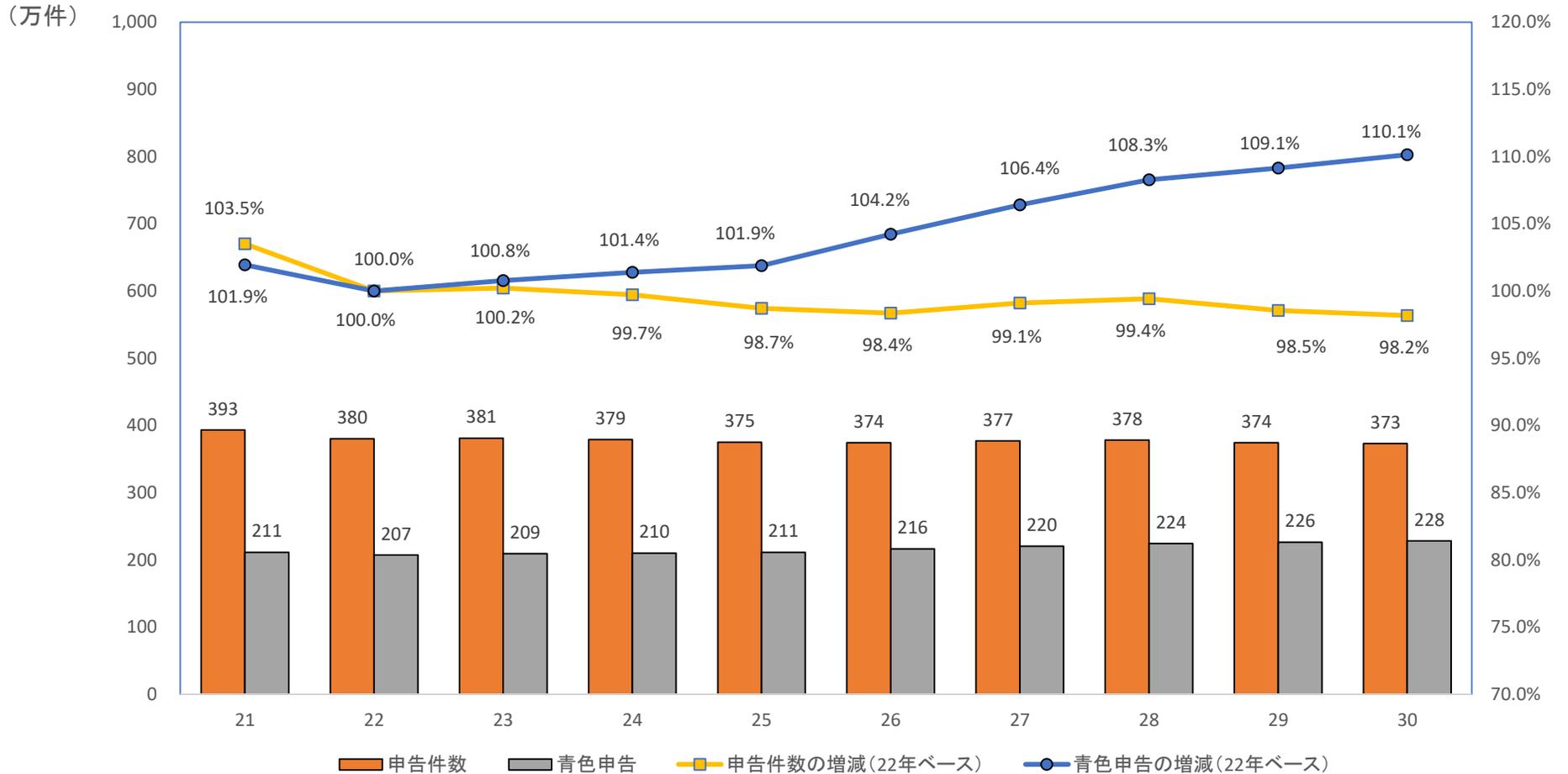
令和 3 年 8 月 10 日（火）

国 税 庁

1 現状の記帳状況

個人事業者の申告状況の推移

- 個人事業者の申告件数は、平成21年は393万件あったが、平成30年には373万件まで減少。
- 個人事業者の青色申告件数は、平成22年から平成30年までで21万件（約1割）増加。



(注) 個人事業者（事業所得が主たる所得の者）の全申告件数、青色申告件数、及びその割合。

(出所) 国税庁統計年報

個人事業者の申告状況：事業収入別（平成30年分）

- 平成30年分の確定申告を行った個人事業者の申告状況は、青色申告6割（正規簿記3割、簡易簿記3割）、白色申告4割となっている。
- 事業収入別にみると、個人事業者のうち78.8%が事業収入1,000万円以下の小規模事業者。白色申告者の93.3%（全体の37.3%）は小規模事業者。
- 事業収入が1億円を超える規模の個人事業者の中にも、白色申告の者が存在する。

事業収入階級	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
1円～1,000万円	17.3%	24.2%	37.3%	78.8%
1,000万円～5,000万円	10.0%	5.5%	2.5%	18.1%
5,000万円～1億円	1.5%	0.4%	0.1%	2.1%
1億円～	0.8%	0.2%	0.1%	1.1%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度(出所) 国税庁調

個人事業者の申告状況：年齢別（平成30年分）

- 個人事業者全体のうち47.6%が60代以上の高齢者（60代25.3%、70代以上22.3%）。
- 60代以上の高齢者のうち4割強が白色申告者（60代43.1%、70代以上42.2%）。
- 20代以下の個人事業者は53.1%が白色申告者。

	青色申告		白色申告	合計
	正規簿記	簡易簿記 (現金主義を含む(注))		
20代以下	0.7%	0.8%	1.7%	3.2%
30代	3.9%	2.9%	4.1%	11.0%
40代	7.2%	5.0%	6.5%	18.7%
50代	6.5%	5.6%	7.4%	19.5%
60代	6.6%	7.8%	10.9%	25.3%
70代以上	4.7%	8.2%	9.4%	22.3%
合計	29.7%	30.3%	40.0%	100%

(注)事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度
(出所)国税庁調

事業収入1,000万円以下の個人事業者の年齢階層(平成30年分)

- 個人事業者の8割近くを占める事業収入1,000万円以下の者について、各世代における記帳方法の分布(表中の〔 〕内)を見ると、50代以下に比べて60代以上では簡易簿記の割合が増える。

	青色申告				白色申告		合 計
	正規簿記		簡易簿記 (現金主義を含む(注))				
20代以下	〔19.1%〕	0.7%	〔24.4%〕	0.9%	〔56.5%〕	2.1%	3.7%
30代	〔28.1%〕	3.1%	〔27.6%〕	3.0%	〔44.3%〕	4.8%	10.9%
40代	〔29.0%〕	5.0%	〔27.7%〕	4.8%	〔43.3%〕	7.5%	17.3%
50代	〔24.5%〕	4.5%	〔28.9%〕	5.4%	〔46.6%〕	8.6%	18.5%
60代	〔18.7%〕	4.8%	〔30.6%〕	7.8%	〔50.7%〕	13.0%	25.6%
70代以上	〔15.8%〕	3.8%	〔36.8%〕	8.8%	〔47.4%〕	11.4%	24.0%
合 計		21.9%		30.7%		47.4%	100.0%

(注)事業収入の金額が1円以上1,000万円以下の者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況。現金主義の者は全体の0.1%程度。

(出所)国税庁調

個人事業者の簡易簿記での記帳年数

- 令和元年分の確定申告において簡易簿記で記帳・青色申告している者の3分の1は、開業から10年以上経過しても簡易簿記のままとなっている者が占めている。

開業	割合	累計割合
1年目	6.7%	6.7%
2年目	8.8%	15.5%
3年目	8.8%	24.4%
4年目	8.7%	33.0%
5年目	8.0%	41.1%
6年目	7.4%	48.5%
7年目	6.7%	55.2%
8年目	6.0%	61.2%
9年目	5.4%	66.6%
10年以上	33.5%	100.0%
合計	100.0%	—

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者(事業所得以外が主たる所得の者も含む)の申告状況(令和元年分)。

(出所) 国税庁調

個人事業者の記帳状況と申告誤り等の状況(平成30年7月～令和元年6月調査分)

- 意図しない誤りを含む「申告誤り」が税務調査において見つかる割合は、記帳水準に連動（白色申告が最も高い）。
- 税務調査において「仮装隠蔽」が見つかる割合については、簡易簿記の青色申告が最も高い。

	記帳形式	記帳不備と判定	申告誤り	仮装隠蔽
青色申告	正規簿記	6.2%	72.9%	6.6%
	簡易簿記	22.5%	80.6%	8.8%
白色申告	—	74.2%	88.4%	7.9%

(出所) 国税庁調

※「記帳不備」: 実地調査において、記帳すべき事項が相当欠落している又は記帳が相当期間(おおむね3か月程度以上)遅滞している場合、記帳が全くされていない場合、及び帳簿等の提示がなく記帳状況が不明な場合を指す。

記帳水準の向上と税務行政の効率化

- 正規の簿記による記帳は、資産項目の異動が記帳されており、申告漏れなどを税務調査で把握することが比較的容易。
- 記帳水準の向上は、適正申告者の増加や税務調査の効率化など税務行政の効率化にも寄与。

納税者の類型		適正な記帳や申告に対する意識がある	適正な記帳や申告に対する意識がない
記帳水準 が高い (正規簿記)	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 日々継続的に正確な記帳を行い、適正な申告を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 記帳水準は高いが不適正な申告を行っている。(二重帳簿や簿外口座などによる仮装隠蔽)
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> うっかりミスや法令上の取扱いの誤りがないか、帳簿書類を通じて申告の適正性を比較的容易に確認可能。 税務調査に要する時間や労力は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿に記載のない資産を把握した場合に、仮装隠蔽の認定が比較的しやすい。 税務調査に要する時間や労力は比較的多い。
記帳水準 が低い	納税者の イメージ	<ul style="list-style-type: none"> 適正な申告をしなければならないという意識はあるものの、事業が忙しく、正規の簿記では帳簿を作成できていない。書類の保存も不完全。 	<ul style="list-style-type: none"> 帳簿を作成せず、書類も破棄している。税務調査にも非協力。
	税務調査 での対応	<ul style="list-style-type: none"> 申告漏れが生じやすく、調査での確認事項が多くなる。 真実の所得額を把握するため、保存のあった書類の調査や納税者への聴き取りが必要。 税務調査に要する時間や労力は多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 真実の所得額を把握するため、取引先や銀行に反面調査を行うほか、必要に応じ推計課税。 税務調査に要する時間や労力は多大。 帳簿書類の破棄(仮装隠蔽)と不作成・不保存との区別が困難であることから、重加算税が賦課できない場合も存在。

2 適正な記帳等が行われていない事例

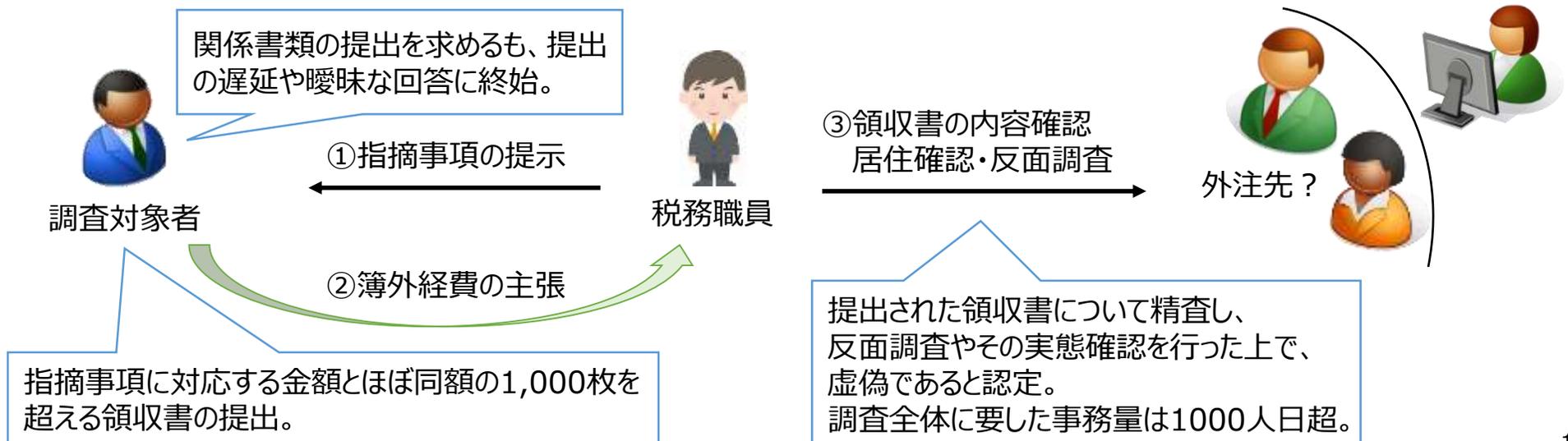
事例① 簿外経費の主張として事後的に提出された書類の確認に多大な事務量を要した事例

【事案の概要】

- 調査対象者は翻訳業務を行う個人事業者。調査の過程で、多額の家事関連費（自宅や親族宅の家賃、飲食代、衣料品代等が数億円）が費用計上されていることを把握。
- 上記問題点を指摘したところ、計上漏れ経費がある旨の申立てがあった。後日、家事関連費とほぼ同額の外注費として1,000枚超の領収書（支払先数百名分）が提出され、全て現金手渡しでの支払いであったと主張。領収書記載の外注先は、大半が海外居住者であり、国内居住者の大部分についても居住実態が確認できない者だった。
- 調査官は、上記領収書の解明及び居住等調査に加え、反面調査等により事実関係を確認した結果、領収書記載の取引が虚偽であると認定。必要経費として認容しないこととして更正処分を行ったが、上記の調査に当たっては約1,000人日の事務量を投下。

【問題点】

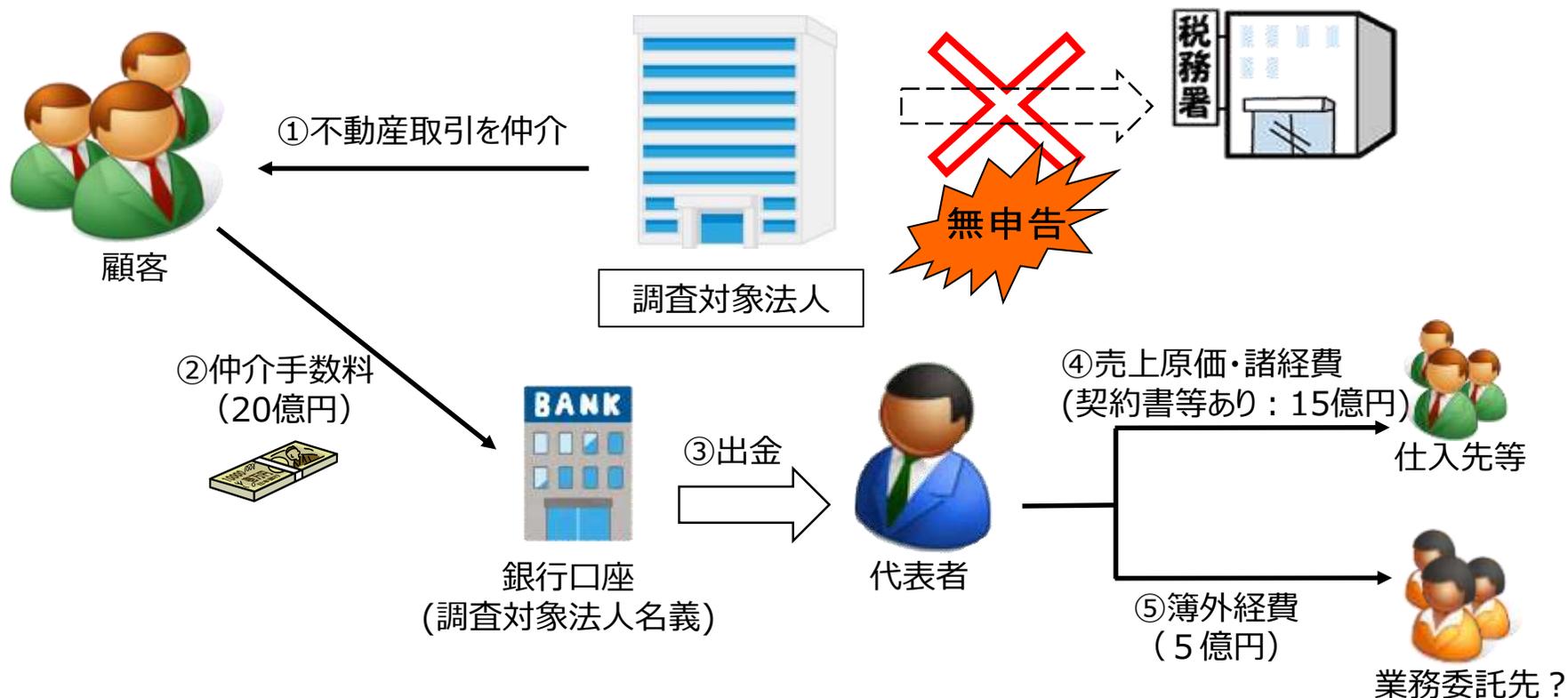
- 後出し的な簿外経費の主張であっても、当局側が多大な事務量を投下してその真偽を確認しなければならない。特に現金払いの簿外経費については、銀行取引明細等による確認ができないため、支払の事実を確認する負担が大幅に増加する。



事例② 簿外経費の主張によって法人税法違反での告発を断念した事例

【事案の概要】

- 調査対象法人は、不動産投資の仲介業務を行う法人。多額の所得を得ていながらも無申告。
- 仲介手数料として得た20億円に対応する不明出金について、15億円分は売上原価・経費であることを裏付ける契約書等が存在したが、残り5億円については契約書等は存在せず、調査対象法人は、業務委託手数料などの簿外経費であると主張。
- 犯則事案として着手したが、簿外経費がないことに合理的な疑いを差し挟む余地がないとまではいえず、裁判の過程で更なる簿外経費が主張されれば簿外経費がないことを立証できないことから、法人税での告発は断念した（消費税法違反については法令の規定に基づいて簿外経費の仕入税額控除を否認して告発）。



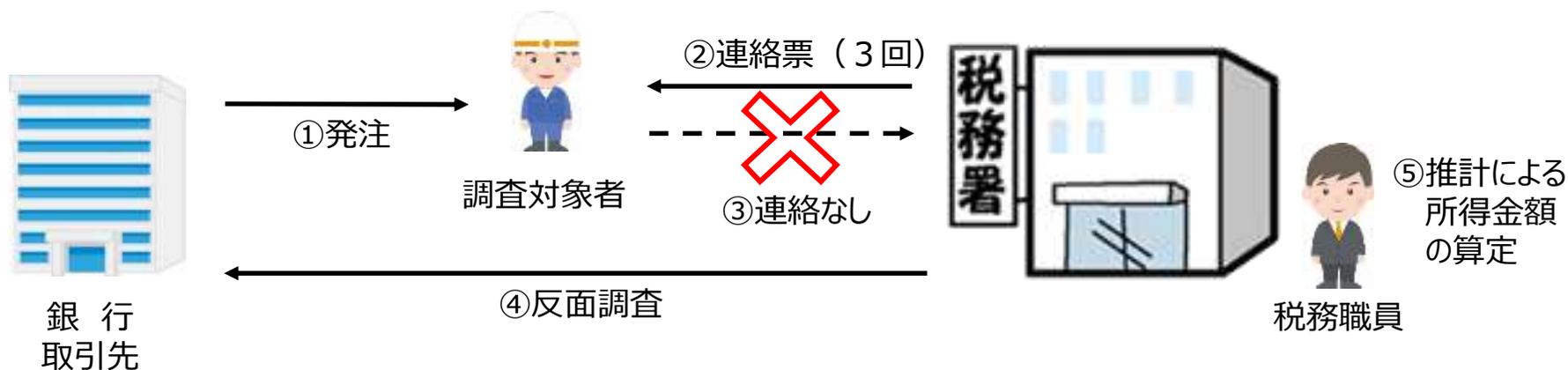
事例③ 連年事業を行うも無記帳・無申告の者に対する推計課税事案

【事案の概要】

- 調査対象者は防水工事を営む個人事業者。明らかに事業を営んでいるが連年無申告。
- 再三にわたって連絡票を差し置いたにもかかわらず、納税者から一切連絡がなかったため、近隣の銀行や取引先に対する反面調査を実施。
- 反面調査により把握した売上金額（実額）と、同業者の経費率から算出した必要経費を用いて所得金額を推計し、決定処分を行った。【調査期間：6ヵ月、重加算税の賦課なし。】

【問題点】

- 「無記帳の者」、「帳簿書類の保存（提示）をしない者」であっても、推計課税により、同業者と同程度の必要経費が認められる。
- 一般の事業者が果たしている、「記帳」や「帳簿書類の保存（提示）」の義務を果たさなくても「仮装隠蔽」には当たらないことから、重加算税（ペナルティ）を受けない。



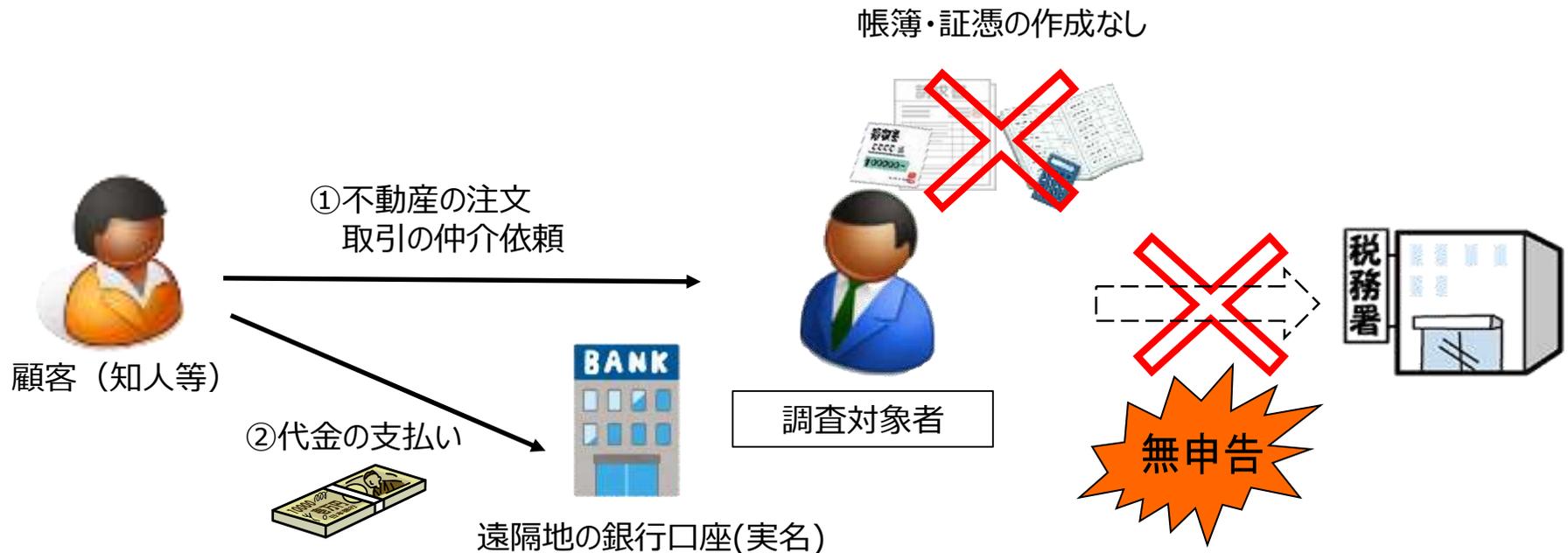
事例④ 事業により連年利益があるにも関わらず申告を行っていなかった事案

【事案の概要】

- 調査対象者は不動産販売・仲介（ブローカー）を行う個人事業者。連年に渡り多額の売上（5年間で売上約10億円、利益約1億3千万円）があるにもかかわらず無申告。
- 10億円以上の売上がありながら帳簿書類の作成を一切しておらず、代金も遠隔地の銀行口座（実名口座）に振り込ませる等していたが、無申告について「無申告の意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした」とまでは認定できるに至らず、重加算税を賦課できなかった。

【問題点】

- 高額の上があったとしても帳簿書類の作成・保存をしていない者に対しては重加算税の賦課が困難な場合も少なくなく、帳簿書類を作成しないことがむしろ有利に働いている面もある。



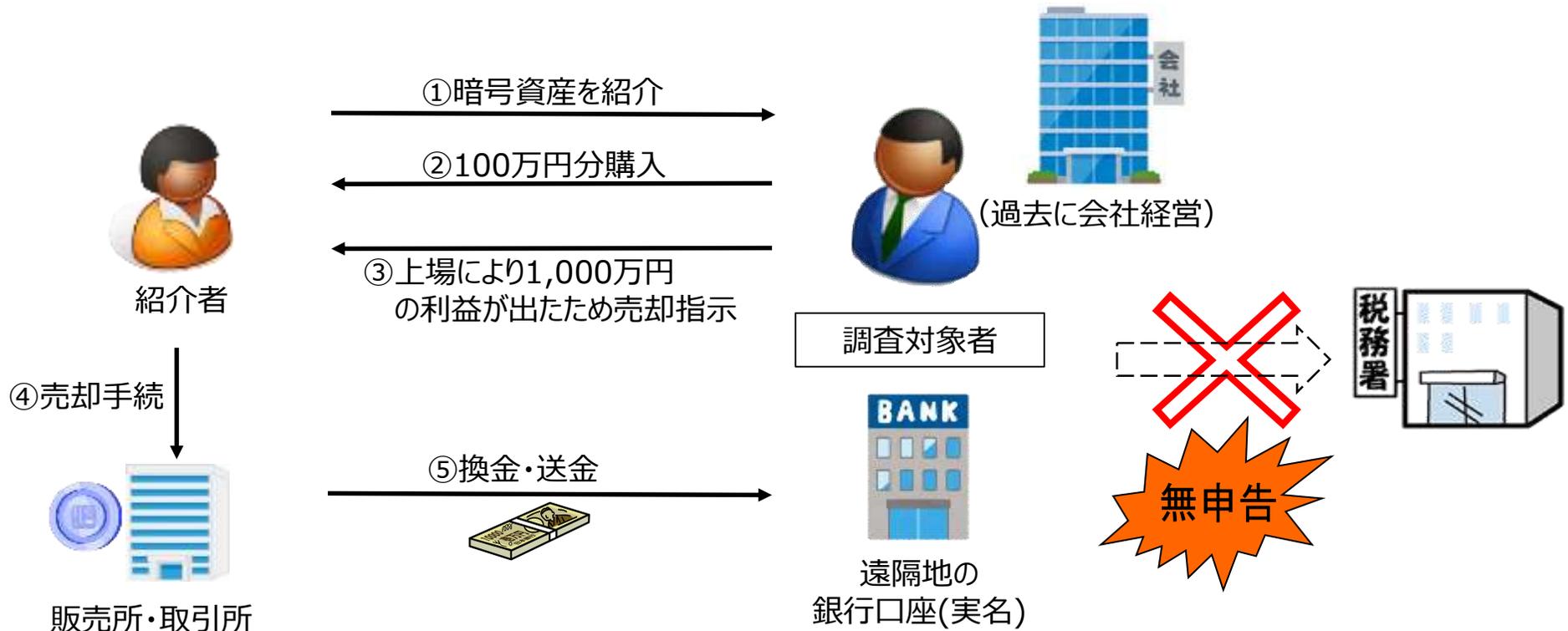
事例⑤ 多額の利益があるにも関わらず申告を行っていなかった事案

【事案の概要】

- 調査対象者は70代の給与所得者。一般販売前に購入した暗号資産を売却することで多額の利益（単年約1千万円）を得ており、過去に会社経営を行っていたこと等からも売却益の申告義務を十分認識していたにもかかわらず、無申告。

【問題点】

- 個人については、暗号資産の売買から得た雑所得(業務以外)のように、記帳義務や書類保存義務がない所得もあり、無申告に対する重加算税賦課が更に困難な場合も存在。



3 適正な記帳を推進するための周知

国税庁における記帳水準の向上に関する施策等

【記帳説明会等の実施】

- 国税庁では、記帳水準の向上の観点から、「記帳説明会・決算説明会」や、個々の納税者の記帳レベルに応じた指導を行う「記帳指導（外部委託）」を実施。
- 「記帳説明会・決算説明会」では、「記帳・帳簿等の保存制度の概要」、「記帳方法」、「棚卸の仕方や減価償却の方法」などについて説明。
- 「記帳指導（外部委託）」では、委託先（※）が、「記帳の仕方」、「決算の方法」、「e-Taxによる申告方法」などの指導を1人当たり4～5回程度実施。

※ 委託先は、青色申告会や税理士。青色申告会では、上記のほか、「複式簿記やパソコン会計の研修（青色学校）の開催」、「複式簿記やパソコン会計での日々の記帳で仕訳が不明な時などの個別指導」、「決算と確定申告の指導・相談前の記帳確認会の開催」などの独自の記帳水準向上施策を実施。

【YouTube動画の配信】

- 国税庁では、記帳水準の向上の観点から、YouTube「国税庁動画チャンネル」において、次の動画を配信。
 - ・ 記帳のしかた（概要編）
 - ・ 記帳のしかた（白色申告編）
 - ・ 記帳のしかた（青色申告編）
 - ・ 記帳のしかた（消費税編）
 - ・ 決算のしかた（青色申告編）
 - ・ 決算のしかた（白色申告編）



【取組事例 1】 周知広報施策①

【取組施策 1】（業界団体と協同した確定申告広報）

○ 業界団体による確定申告セミナーを後援

一般社団法人シェアリングエコノミー協会「確定申告2019!はじめてのシェアエコ確定申告入門講座」の後援・講師派遣。

【確定申告入門講座の様様】



出所：シェアリングエコノミー協会ホームページ（<https://sharing-economy.jp/ja/news/20190131/>）

○ 国税庁と業界団体が協同し、業界団体による次の周知・広報を実施

- ・ 業界団体・会員企業等ホームページに確定申告特集ページへのリンクを掲載。
- ・ プラットフォーマーよりサービスの利用者（民泊事業者、シェアワーカー等）に対して、適正申告を呼びかけるよう※、協会会員（プラットフォーム）へ依頼。

※ 確定申告に関する情報として、国税庁ホームページ（確定申告特集・タックスアンサー）等を案内

【リンク例】

一般社団法人
日本仮想通貨交換業協会
JVCEA - Japan Virtual Currency Exchange Association

文字サイズの変更 標準 大

サイト内検索 クエリ検索

HOME 協会概要 ニュース 会員紹介 お問い合わせ

お知らせ

2018年10月29日 第二種会員の入会受付について
お知らせ

2018年09月20日 当協会会員における仮想通貨の不正送付について
お知らせ

2018年08月03日 新々員会決定委員会委員の選任について
お知らせ

出所：日本仮想通貨交換業協会ホームページ（<https://jvcea.or.jp/>）

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

確定申告特集

確定申告特集
ページへのリンク

【取組事例 2】 周知広報施策②

【取組施策 2】（国税庁ホームページへの掲載等）

○ 「確定申告においてご留意いただきたい事項」の掲載

副収入の申告漏れへの注意喚起として、ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得、ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得がある場合に、原則確定申告が必要な旨を国税庁ホームページに掲載。



忘れていませんか、その所得！
特に、以下の副収入の申告漏れにご注意ください。

● ネットオークションやフリーマーケットアプリなどを利用した個人取引による所得

（具体例）

- ① 衣服・雑貨・家電などの資産の売却による所得
※ただし、生活に使用した資産の売却による所得は非課税（確定申告は不要）
- ② 自家用車などの貸付けによる所得
- ③ ベビーシッターや家庭教師などの副業による所得

● ビットコインをはじめとする仮想通貨の売却等による所得

● 競馬等のギャンブルから生じた所得

※ 上記の所得を含め年末調整を受けた給与所得以外の所得が 20 万円以下のサラリーマンの方は、確定申告は不要です。
医療費控除やふるさと納税（寄付金控除）などの適用を受ける場合は、20 万円以下であっても確定申告が必要です。

○ 「仮想通貨の計算書」の掲載等

適正申告に資するよう、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を通じて、仮想通貨交換業者が利用者に対して年間取引報告書を交付することを依頼しており、利用者が年間取引報告書を基に所得を計算できる「仮想通貨の計算書」を国税庁ホームページに掲載。

平成 30 年分 仮想通貨の計算書（総平均法用）

氏名 国税 太郎

1 仮想通貨の名称 ビットコイン

2 年間取引報告書に関する事項

取引所の名称	購入		売却	
	数量	金額	数量	金額
A 交換所	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000
合計	5.0	3,000,000	1.0	1,000,000

3 上記2以外の取引に関する事項

月日	取引先	摘要	購入等		売却等	
			数量	金額	数量	金額
10/1	●●電気	決済			1.0	1,000,000
合計			0	0	1.0	1,000,000

4 仮想通貨の売却価格の計算

数量	平均価格(※)	購入等	総平均単価	売却価格(※)	年末残高・買付繰越
	(A)			(B)	
5.0	600,000	3,000,000	600,000	1,200,000	2.0
1.0	1,000,000			1,000,000	3.0
合計					5.0

※(A)：売却した仮想通貨の取得価格

5 仮想通貨の所得金額の計算

収入金額		必要経費		所得金額
売却価格	経費等(差引)	売却価格(※)	手数料等	
2,000,000	500,000	1,200,000	10,000	1,290,000

※(※)：売却した仮想通貨の取得価格

※色のついたセルに入力します。白色のセルは自動計算されます。

【参考】
収入金額計 2,500,000
必要経費計 1,210,000

(参考) 年間取引報告書を活用した仮想通貨取引に係る申告手続の簡便化 (イメージ)

【平成29年分の確定申告】



交換業者A



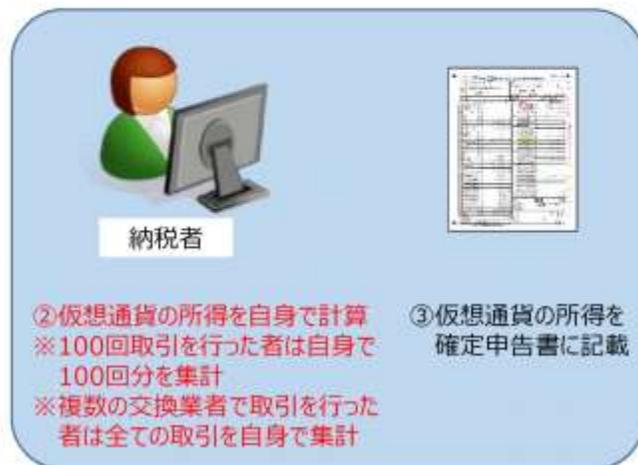
交換業者B



①仮想通貨取引の情報を自身で収集



①一部の交換業者は年間取引の明細を提供しているが、
・仮想通貨同士を交換した場合
・仮想通貨で商品を購入した場合
などの記載内容が区々



④確定申告書を電子又は郵送で提出



【平成30年分の確定申告】



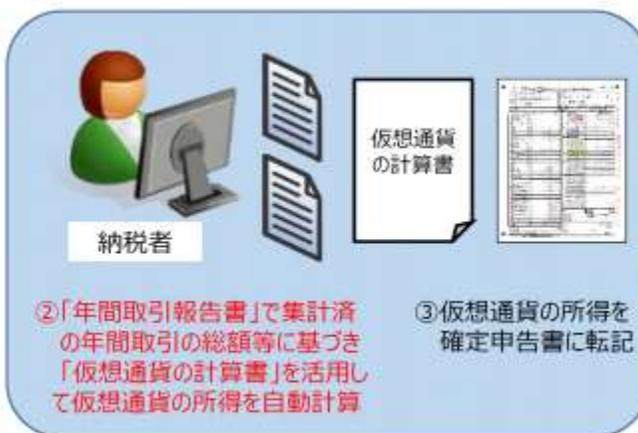
交換業者A



交換業者B



①年間取引報告書の交付
※記載内容を統一



④確定申告書を電子又は郵送で提出



※交換業者に要請すれば、個々の取引履歴データを受領することができるため、そのデータと自動計算アプリ等を用いて所得計算をすることも可能

4 デジタルを活用した納税者利便の向上

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

デジタルを活用した、国税に関する手続きや業務の在り方の抜本的な見直し

(基本的な指針)

利用者目線の徹底

万全なセキュリティの確保

業務改革 (BPR)の徹底

税務行政の将来像2.0*

ICT社会への
的確な対応

税務手続きの
抜本的な
デジタル化

あらゆる税務手続き
が税務署に行かず
にできる社会



納税者の利便性の向上
(スムーズ・スピーディ)



申告・申請等の簡便化

自己情報のオンライン確認

チャットボットの充実等

プッシュ型の情報配信

課税・徴収の効率化・高度化
(インテリジェント)

申告内容の自動チェック

AI・データ分析の活用

照会等のオンライン化

Web会議システム等の活用

重点課題への
的確な取組

租税回避への対応

富裕層に対する
適正課税の確保

消費税不正還付
等への対応

大口・悪質事案
への対応

(インフラ整備)

システム高度化と人材育成

内部事務の集約処理

関係機関との連携・協調

* 平成29年に公表した「税務行政の将来像」について、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえ、アップデートしたものの。

税務署に行かずにできる「確定申告（納付・還付）」（申告の簡便化）

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」
(令和3年6月国税庁より)

確定申告に必要なデータ（給与や年金の収入金額、医療費の支払額など）を申告データに自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指します。

(現状：税務署に行く場合)

- ① 申告に必要な情報を入力・整理
(例)
 - ・源泉徴収票（給与・年金）
 - ・生命保険料控除証明書 等※ほとんどが紙で交付
- ② 税務署（申告相談会場）を往訪
※確定申告期は混雑
- ③ 申告データを作成するシステム
(国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」)に必要な事項を個々に入力
※還付金振込口座は毎年入力
- ④ e-Taxで申告データを送信

(将来のイメージ)

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択
- ③ 内容を確認の上、申告



※個々の項目や還付金振込口座の入力は不要
(振替納税を利用すれば納付も自動に)

(注)

- ・ 国税庁では、マイナポータルを通じて入手したデータを申告データに自動的に取り込む仕組みの整備を進めています。
(既に取込可能：生命保険料、特定口座取引等。令和4年～：損害保険料、ふるさと納税等)
- ・ 必要な全てのデータを自動的に取り込むためには、データ交付の普及（発行者の協力）やシステムの刷新等が必要になります。
- ・ 国税庁の提供する「年調ソフト」を利用すれば、年末調整関係書類についても必要なデータを自動的に取り込むことが可能です。

あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指して【工程表】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」
(令和3年6月国税庁より)

○ 確定申告（必要なデータの自動取込等）

		データ（主な保有機関等）	実現時期（注1）			
			令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024) 以降
所得	年金	年間収入金額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	給与	年間収入金額（勤務先）	※未定 ⇒ 実現方式の検討が必要（注2）			
	事業・雑	収入、経費（会計ソフト・支払調書）				
	特定口座取引	取引金額（証券会社）	令和3年1月～（対応する証券会社を順次拡大）			
所得 控除	生命保険料	保険料支払額（生命保険会社）	令和3年1月～（対応する保険会社を順次拡大）			
	地震保険料	保険料支払額（損害保険会社）		令和4年1月～（対応する保険会社を順次拡大）		
	社会保険料	国民年金保険料負担額（日本年金機構）			令和5年1月～	
	医療費	医療費支払額（審査支払機関）		令和4年2月～		
	ふるさと納税	寄附金額（仲介業者）		令和4年1月～（対応する仲介業者を順次拡大）		
その他	住宅ローン	年末残高（金融機関）	令和3年1月～（対応する金融機関を順次拡大）			

（注1） 実現時期は「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）の記載等に基づく現時点の見通し。

（注2） 給与の源泉徴収票については、令和4年1月以降、所定のクラウドに保存する方式による提出が可能となる予定。
また、確定申告書等作成コーナー（申告データを作成できる国税庁ホームページ上のシステム）において、スマートフォンのカメラで源泉徴収票（紙）を読み取ることにより金額等を自動入力できる機能を提供する予定（令和4年1月リリース予定）。